

2025年1月

各位

学校法人 福田学園
理事長 福田 益和

学校法人福田学園寄附金ご協力のお願い

平素は本学園の発展のために格別のご支援を賜り、厚くお礼申し上げます。

本学園は1895（明治28）年、現在の「大阪工業技術専門学校」の前身となる「製図夜学館」として創立され、今日に至るまで工業専門技術者の育成を通し社会に貢献してまいりました。これに加え2000（平成12）年には医療専門技術者の育成を目的に「大阪リハビリテーション専門学校」を設置、さらに2009（平成21）に「大阪保健医療大学」を開学し2013（平成25）年、同大学に大阪保健医療大学大学院を開設し、高度職業教育機関として社会に貢献すべく発展を続けております。

2025（令和7）年には「製図夜学館」の創立より130年を迎え、工業・医療・福祉の分野で活躍できる人材の育成する学園として、一層、社会の期待に応えてまいりたいと思っております。そのためには皆さま方のご協力のもとに、継続的な施設・教育研究の環境整備等の充実を図る必要があります。

現在、学校法人に対する個人からの寄附について「税額控除制度」が定められておりますが、本学園は一定の要件を満たしていないために、「税額控除対象法人」の証明書申請を行っておりません。本学園が「対象法人」の証明を得られれば、個人が本学園へ寄附された場合、「税額控除」（各寄附者の所得税率に関係なく、所得税額から直接、寄附金額の一定割合が控除される）が受けられるため、寄附者にとって非常に有利な制度です。

つきましては、近年受配者指定寄附金の寄附金募集活動のみを行っていましたが、何とぞ今回の寄附金募集の趣旨をご理解くださり、皆様の積極的なご協力をよろしくお願い申し上げます。

お問合せ先 学校法人福田学園 法人室（担当：井浦）

TEL：06-6352-0093 FAX：06-6352-5995

MAIL：info2@fukuda.ac.jp

「税額控除対象法人」の要件〔抜粋〕

①直近2年間で、**3,000円以上**の寄附を行った寄附者の数がそれぞれで**28件以上**

※福田学園は各学校の定員総数が5,000人未満であり、要件の緩和が可能なため以上の人数となります。

（詳細は文部科学省「学校法人に対する寄附の税額控除に係る証明申請の手引き」参照）

②直近2年間で、寄附金収入額がそれぞれ**30万円以上**

【税額控除対象法人となった場合の参考例】年収300万円の寄附者が1万円を寄附した場合

【税額控除】（寄附金－2,000円）×40%（税率）＝3,200円 ← 税率に関係なく3,200円を控除

【所得控除】（10,000円－2,000円）×5%（税率）＝400円 ← 400円を控除

以上